

男女で異なる遺族補償年金の受給要件と平等原則

（大阪高等裁判所平成27年6月19日判決（平成25年（行コ）第211号）
判例時報2280号21頁）

江口 隆裕*

I 事実の概要

1 Aは、昭和51年4月、大阪府教育委員会に教員として採用され、平成8年4月以降、B中学校において教諭として勤務していたところ、平成10年10月18日、自殺により死亡した。Aの夫であったX（原告、被控訴人）は、Aの死亡当時51歳であった。

Y（地方公務員災害補償基金）大阪府支部長（以下「処分行政庁」という。）は、平成22年4月23日、亡Aの自殺を公務上の災害と認定した。

2 Xは、平成22年6月2日付けで、処分行政庁に対し、地方公務員災害補償法（以下「地公災法」という。）32条1項に基づき遺族補償年金の支給請求をするとともに、同法47条1項2号の福祉事業として支給される遺族特別支給金（地方公務員災害補償基金業務規程29条の7）、遺族特別援護金（同規程29条の9）及び遺族特別給付金（同規程29条の13）の支給申請をした（遺族特別支給金、遺族特別援護金および遺族特別給付金を併せて、以下「遺族特別支給金等」ということがある。）。

処分行政庁は、平成23年1月5日付けで、Xに対し、上記遺族補償年金の支給請求及び遺族特別支給金等の支給申請につき、いずれも不支給とする旨の決定（以下「本件各不支給決定」という。）をした。

地公災法32条1項は、職員の死亡の当時その収入によって生計を維持していた配偶者のうち、妻については年齢を問わず遺族補償年金を受給できると定めているのに対し、夫については60歳以上（同法附則7条の2第2項で、当分の間、公務上死亡の場合は55歳以上とされている。）とする年齢要件（以下「本件年齢要件」という。）を定め、これを遺族補償年金の受給要件とすることによって妻と夫とを区別している（以下「本件区別」という。）。

本件各不支給決定のうち遺族補償年金に係る不支給決定は、Aが死亡した平成10年10月18日当時Xは51歳であったことから、本件年齢要件に該当しないことを理由とするものである。遺族補償年金について不支給と決定されたため、遺族補償年金の受給権者に該当することを支給要件とする遺族特別支給金等についても、Xは不支給とされた。

なお、Aの死亡当時、その収入によって生計を維持していた遺族として、夫であるXおよび子2人がいたが、XはAの死亡当時51歳であり、本件年齢要件に該当しなかった。また、子2人は、いずれも「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあること」との受給要件（地公災法32条1項ただし書2号）に該当しなかった。地公災法による遺族補償年金を受けられる遺族がいなくなれば、同法36条、37条に基づき、配偶者であるXが遺族補償一時金の受給権者となり、合わせ

* 神奈川大学法学部 教授

て遺族特別支給金等の受給権者にもなる。

3 Xは、本件各不支給決定のうち遺族補償年金に係る不支給決定につき、平成23年1月26日付けでY大阪府支部審査会に対し審査請求をしたが、同審査会は3カ月を経過しても裁決をしなかった。

Xは、平成23年4月28日付けでY審査会に再審査請求をしたが、同審査会は、3カ月を経過しても裁決をしなかった。

4 そこでXは、平成23年10月29日、Yを被告として本件訴訟を提起したところ、大阪地裁判決（大阪地裁平成25年11月25日判決、判例時報2216号122頁等）は、「共働き世帯が一般的な家庭モデルとなっている今日においては、配偶者の性別において受給権の有無を分けるような差別的取扱いとははや立法目的との間に合理的関連性を有しないというべきであり……（本件区別は）憲法14条1項に違反する不合理な差別的取り扱いとして違憲・無効である」として、Xの請求を全部認容し、本件各不支給決定を取消した。Yは、この判決を不服として控訴した。

II 判旨

原判決取消し、Xの請求棄却

1 地公災法の定める遺族補償年金の性格

「労災保険法及び国公災法において……年金制が導入され……遺族補償年金については、受給資格のある遺族を、労働者・職員の死亡の当時その収入によって生計を維持していた者に限定し（生計維持要件）、さらに、妻以外の者については、一定の年齢に該当すること（年齢要件）……が受給要件として定められた（労災保険法16条の2、国公災法16条）。一方、遺族補償一時金については、遺族補償年金を受けることができる遺族がない場合など遺族補償年金の支給がされないときに、遺族補償一時金が支給される仕組みとされ、従前の遺族補償と同様、受給権者につき労働者・職員の死亡の当時その収入によって生計を維持していた者に限定されず、また、年齢要件……は、受給要

件として定められなかった。このことからすれば、上記改正は、扶養者を失った遺族の被扶養利益の喪失を填補し、遺族の生活を保護することを目的とする社会保障制度として遺族補償年金を創設し……そのような社会保障給付である遺族補償年金を支給するのにふさわしい者として定められた遺族（受給資格者に当たる遺族）がない場合など遺族補償年金の支給がされないときに、遺族補償一時金が支給される仕組みとし、遺族補償一時金の支給により損害補償を図ったものと解すべきである。

したがって、労災保険法及び国公災法において遺族補償等の年金化に係る改正により創設された遺族補償年金は、基本的に社会保障制度の性格を有するものと解される。」

「……地公災法の定める遺族補償（遺族補償年金及び遺族補償一時金）の性格は、労災保険法及び国公災法の定める遺族補償（遺族補償年金及び遺族補償一時金）の性格と異なるところはないと解されるから、地公災法の定める遺族補償年金は、労災保険法及び国公災法の定める遺族補償年金と同様、基本的に社会保障制度の性格を有するものというべきである。」

地公災法32条1項「の趣旨は、遺族補償年金が、職員の死亡により扶養者を失った遺族の被扶養利益の喪失を填補し、遺族の生活を保護することを目的とするものであることから、受給権を有する遺族の範囲を職員の死亡の当時その収入によって生計を維持していた者に限定し、さらに、死亡職員の収入によって生計を維持していた者のうち、「一般に独力で生計を維持することが困難であるもの」に対して遺族補償年金を支給することにより喪失した被扶養利益を填補してその生活を保護することとしたものである。すなわち、妻、60歳以上の夫……について、「一般に独力で生計を維持することが困難である」と考えられることから、遺族補償年金の支給を受けるのにふさわしい者として典型的に定めたものと解される。」

「……地公災法の定める遺族補償のうち、遺族補償一時金は、遺族補償等の年金化に係る改正前に労災保険法及び国公災法において定められてい

た遺族補償と同様、基本的に損害補償の性格を有するというべきである」。

2 本件区別を設けた法令の違憲審査基準について

「……憲法25条の規定の趣旨にこたえて具体的にどのような立法措置を講じるかの選択決定は、立法府の広い裁量にゆだねられており、それが著しく合理性を欠き明らかに裁量の逸脱・濫用とみざるを得ないような場合を除き、裁判所が審査判断するのに適しない事柄であるといわなければならない。もっとも、同条の趣旨にこたえて制定された法令において受給権者の範囲、支給要件等につき何ら合理的理由のない不当な差別的取扱いをするときは別に憲法14条1項違反の問題を生じ得るというべきである」。

「立法府が、憲法25条の趣旨を実現するために社会保障制度を設けるに当たり、社会保障給付の必要性の有無・程度に関し国民各自に性別により事実上の差異が存する場合に、受給権者の範囲、支給要件、支給金額等につき上記の事実上の差異に相応して何らかの区別を設ける立法措置を講じるか否か、講じるとして具体的にどのような立法措置を講じるかの選択決定をするについても、同様に、立法府の広い裁量にゆだねられていると解することが憲法25条の趣旨に適うものというべきである。そうすると、憲法25条の趣旨を実現するために創設された社会保障制度上の法令が受給権者の範囲、支給要件、支給金額等につき区別を設けることは、それが著しく合理性を欠き、何ら合理的理由のない不当な差別的取扱いであるといえる場合に、憲法14条1項に違反するものと解すべきである。」

3 地公災法32条1項等が本件区別を設けていることは憲法14条1項に違反するか

「今日において、〔1〕女性（特に、配偶者を有する者（妻））は、男性に比べて労働力率が相当低いこと、〔2〕女性は、雇用者数に占める非正規雇用の割合が50パーセントを超えており、その割合は男性における非正規雇用の割合の3倍近いこと、

〔3〕男女間の賃金格差が大きく、女性の賃金額は男性のその概ね6割以下にすぎず、女性は、男性と比べて賃金が著しく低いこと、〔4〕専業主婦世帯数は、従前から減少し続け、共働き世帯数より下回っているものの、なお787万世帯（平成24年当時）ないし797万世帯（平成22年当時）存在するところ、平成22年国勢調査に基づき20歳から59歳までの年齢階層につき家事のみしている妻（専業主婦）と家事のみしている夫（専業主夫）の人数を比較すると、家事のみしている妻の人数は、家事のみしている夫の人数の100倍を大きく超えているのであり、専業主婦の世帯数は、専業主夫の世帯数よりはるかに多いことが認められ、これらに照らせば、夫が死亡した場合、専業主婦世帯において夫が死亡した場合はもちろんのこと、共働き世帯において夫が死亡した場合においても、妻が独力で生計を維持することができなくなる可能性は高いというべきである。これに対し、妻が死亡した場合に、夫が独力で生計を維持することができなくなる可能性は、上記の妻が独力で生計を維持することができなくなる可能性と比較して著しく低いというべきである。」

「これらの事情からすれば、今日の社会情勢の下においても、妻については、年齢を問わずに「一般に独力で生計を維持することが困難である」と認めて、遺族補償年金を受給できるものとするが、夫については、年齢を問わずに「一般に独力で生計を維持することが困難である」とは認められないとして、「一般に独力で生計を維持することが困難である」と認められる一定の年齢に該当する場合に遺族補償年金を受給できるものとする旨の遺族補償年金の受給要件に係る区別を設けた本件区別は、合理性を欠くということではできない。」

III 解説

1 判決の論理とその問題点

地公災法32条1項は、公務上死亡した地方公務員の遺族に支給される遺族補償年金の受給要件として、妻については年齢要件を設けず、夫につい

でのみ55歳以上とする年齢要件を設けている。このような性による区別を設けた規定について、大阪地裁判決¹⁾は、憲法14条1項に違反すると判示し、社会的な注目を集めた。これに対し、大阪高裁判決は違憲ではないと判示している。そこで、このように両判決の結論を分けた論点を中心に検討する。

(1) 遺族補償年金の法的性格

両判決では、それぞれ遺族補償年金の法的性格を検討している。その理由は、これを損害賠償と解すれば、損害賠償である以上遺族の年齢を問わずに補償が必要となり、したがって、本件区別を定めている地公災法32条1項は、その存在理由を失うことになるからである。

さて、遺族補償年金の法的性格について、大阪地裁判決は、地方公務員災害補償制度は、一種の損害賠償制度の性格を有しており、純然たる社会保障制度とは一線を画するものの、社会保障的性質をも有しているという見解をとり、損害賠償に基本を置いた判断を示している。

これに対し、大阪高裁判決では、遺族補償年金は基本的に社会保障制度の性格を有するが、遺族補償一時金は基本的に損害補償の性格を有するとし、地方公務員災害補償制度の給付の種類ごとにその法的性格を判断した。

このように、制度全体で評価するのか、給付の種類ごとに評価するのかという違いはあるものの、「年金」という社会保障制度特有の仕組みをとっている遺族補償年金が社会保障制度としての性格も有しているという判断は両判決に共通である。したがって、いずれの判決においても遺族補償年金に年齢要件を設けることは肯定されることになり、次に、本件区別の違憲性が問題となる。

(2) 本件区別が憲法14条1項に違反するか

(ア) 本件区別に係る違憲審査基準

大阪地裁判決は、尊属殺違憲判決（最高裁大法廷昭和48年4月4日判決，刑集27巻3号265頁）などを引用した上で、もっぱら憲法14条1項を取り上げ、本件区別が「事柄の性質に応じた合理的な根拠」に基づくかどうかを違憲判断の基準になるとした。

これに対し大阪高裁判決は、学生無年金訴訟最高裁判決（最高裁第二小法廷平成19年9月28日判決，民集61巻6号2345頁）などの判断枠組みを引用し、憲法25条に関しては、立法措置は「立法府の広い裁量にゆだねられており、それが著しく合理性を欠き明らかに裁量の逸脱・濫用とみざるを得ないような場合を除き」、司法判断に適しないとすする広範な立法裁量論をとりつつ、当該法令における「受給権者の範囲、支給要件等につき何ら合理的理由のない不当な差別的取扱いをするとき」は、憲法14条1項違反の問題を生じ得るとした。これは、憲法25条と同14条1項とで異なる審査基準を採用した上で、後者についてはXが主張した「厳格な合理性の基準」を採らなかったものである。

ちなみに、「厳格な合理性の基準」の意味するところは論者によって必ずしも同じではないが²⁾、本稿では、X側が高裁で主張した見解、すなわち、そのような区別をすることの立法目的に合理的な根拠が認められない場合、又はその具体的な区別と当該立法目的との間に合理的関連性が認められない場合には、当該区別は合理的な理由のない差別として憲法14条1項に違反するという見解として理解する。これに従うと、大阪地裁判決は「厳格な合理性の基準」を採用し、大阪高裁判決は、そこまでの厳格さは求めないという意味で、「緩やかな合理性の基準」をとったことになる。

(イ) 何と何を比較すべきなのか

¹⁾ 地裁判決に関する評釈として、嵩さやか・判例時報2238号（2014年）148頁，川久保寛・季刊社会保障研究Vol.50, No.3（2014年）352頁，常森裕介・賃金と社会保障1612号（2014年）53頁，長岡徹・新・判例解説Watch（法学セミナー増刊）15号（2014年）19頁等。

²⁾ 芦部信喜・高橋和之補訂『憲法（第6版）』（岩波書店，2015年）132頁，野中俊夫・中村睦男・高橋和之・高見勝利『憲法I（第5版）』（野中執筆）（有斐閣，2012年）290頁など参照。

本件訴訟で問題となるのは、「職員の死亡の当時その収入によって生計を維持していた妻」と「職員の死亡の当時その収入によって生計を維持していた55歳以上の夫」を遺族補償年金の受給資格として定めた地公災法32条1項等が憲法14条1項に違反するからである。55歳以上であれば性別による受給資格の区別はなくなることから、職員の収入によって生計を維持していた55歳未満の妻と夫を比較し、前者には遺族補償年金の受給資格を認め、後者には認めないという区別に「合理性」があるかどうかの問題となる³⁾。

ところで、両判決ともに、これらの者が、遺族補償年金の支給を受けるのにふさわしい者として「一般に独力で生計を維持することが困難である」（以下「自活困難」という。）と類型的に捉えられるどうかを問題とし、地公災法が制定された昭和42年当時は本件区別に合理性があったとしている。ただ、本件区別が今日でも合理性を有しているかどうかに関する判断が違ったのである。そこで、この点に関する両判決の判断枠組みを比較検討する。

(ウ) 何と何を比較したのか

(a) 大阪地裁判決

大阪地裁判決は、①専業主婦世帯の数と共働き世帯の数が逆転していること（共働き世帯1,012

万世帯、専業主婦世帯797万世帯）、および②「社会保障制度においても、男性が正規職員として安定的に就業しているという前提は、見直さざるを得なくなっている」という厚生労働白書の記述⁴⁾を根拠に一白書の該当部分には、共働き世帯が一般的な家庭モデルになったという評価に関する記述はないにもかかわらず共働き世帯が一般的な家庭モデルとなっているという認識（以下「共働き世帯一般的家庭モデル論」という。）を定立した上で、今日においては、死亡した職員の遺族である55歳未満の配偶者のうち、妻を自活困難であるとして、男女という性別のみにより受給権の有無を分けることは合理的とはいえず、このような差別的取扱いは立法目的との間に合理的関連性を有しないと判示した。その際、就労形態や獲得賃金等について女性の方が男性よりも不利な状況にあるといった差異は、あくまでも相対的なものであるとし、他方、男性が女性より完全失業率が高いこと（女性4.6%、男性5.4%）、母子家庭でも84.5%が就業できていることを女性の自活可能性を肯定する根拠にあげている。

(b) 大阪高裁判決

他方、大阪高裁判決は、今日でも、①女性の労働力率が男性より相当低いこと（男性84.8%、女性63.1%）、②女性の雇用者数に占める非正規雇

表 両判決の判断枠組み

前提とする世帯認識	対象世帯類型と職員が死亡した場合の対応		結論
大阪地裁判決 共働き世帯を一般的家庭モデルとして定立。専業主婦(夫)世帯は検討から除外。	主として遺族たる配偶者の収入で生計維持	遺族たる配偶者の収入で生計維持可能	生計維持要件を満たさず、受給権を有しないので、本件年齢要件の適用は問題とならない。 男女間の就業形態や収入の差は相対的なので、生計維持要件を満たさず配偶者の受給権の有無を死亡した職員の性別で分けるほどの合理的根拠とはならない。
	夫婦双方の収入で生計維持	生計維持要件を充たしている以上、遺族たる配偶者は、単独で生活水準を維持できないか、生活水準を下げざるをえない。	
	主として死亡した職員の収入で生計維持		
大阪高裁判決 共働き世帯及び専業主婦(夫)世帯	共働き世帯	夫が死亡した場合、妻が自活困難になる可能性は高い。	妻については年齢を問わずに自活困難と認めて受給権を与え、夫については、年齢を問わずに自活困難とは認められないとして、自活困難と認められる一定年齢該当の場合に受給権を与えるという本件区別は、合理性を欠かない。
	専業主婦世帯		
	専業主夫世帯	妻が死亡した場合、夫が自活困難になる可能性は著しく低い。	

³⁾ 平等権は相対的な権利であり、相対的な他との取扱いの違いが問題になる（野中他・前掲注2）288頁）。

⁴⁾ 『平成23年版厚生労働白書』13頁。なお、同白書の政策提言としては、「第4章これからの社会保障を展望する」において、全世代対応型・未来への投資、参加保障・包括的支援などを基本的な方向性とする社会保障・税一体改革の必要性を述べており、家族のあり方を論じているわけではない。

用割合が男性よりも高く（男性18.9%、女性53.8%）、男女間の賃金格差もいまだ大きいこと（正社員：男性37.1万円、女性26.2万円、正社員以外：男性25.1万円、女性18.1万円）、③家庭責任をかかえた女性の方が男性よりも多いこと（専業主婦690万人、専業主夫5.6万人）などを根拠に、専業主婦世帯はもちろん、共働き世帯においても、夫が死亡した場合に妻が自活困難になる可能性は高く、これに比べて、妻が死亡した場合に夫が自活困難になる可能性は相対的に低いとした。その上で、妻については年齢を問わずに自活困難と認めて受給権を与え、夫については、年齢を問わずに自活困難とは認められないとして、自活困難と認められる一定の年齢に該当する場合に遺族補償年金の受給権を与えるという本件区別は、合理性を欠くということではできないとして、合憲と判断した。以上の両判決の判断枠組みを比較すると、表のようになる。

（エ）両判決の判断枠組みに係る問題点

（a）大阪地裁判決の問題点

大阪地裁判決は、共働き世帯一般的家庭モデル論を定立した上で、共働き世帯のみを対象にして遺族たる配偶者の自活可能性を論じている。しかし、この判断枠組みには、前提となっている共働き世帯一般的家庭モデル論がかなり強引というだけでなく、その帰結として、専業主婦（夫）世帯を判断対象から除外したという問題がある。なぜなら、本件区別の対象には専業主婦（夫）世帯も含まれることは明らかであり、したがって、大阪地裁判決は、判断対象を本件区別の適用対象とは

異なるものにすり替えて違憲判断をしたことになるからである。

（b）大阪高裁判決の問題点

他方、大阪高裁判決の検討対象は、共働き世帯と専業主婦（夫）世帯であり、本件区別の適用対象と一致している。ただし、夫について、年齢を問わずに自活困難とは認められないとしながら、男性の自活可能性を区別する一定年齢（55歳）の合理性については、何も触れていない。

（c）両判決の結論と違憲審査基準との関係

大阪地裁判決は、比較の対象をすり替えているという意味で、判断の根拠が誤っている。というよりも、大阪地裁判決は、あえて共働き世帯一般的家庭モデル論を定立し、これに「厳格な合理性の基準」を当てはめて、要保護者（＝専業主婦）の被扶養利益の補填という本件区別の立法目的にはすでに合理的な根拠が認められないことを論じたかったのであろう。

他方、大阪高裁判決は、憲法14条1項の違憲審査基準として「緩やかな合理性の基準」を採用した上で、本件区別は合理性を欠かないと判断している。

（オ）裁判の内在的、外在的制約

（a）証明の対象と結論のズレ

次に、両判決の証明の対象と結論の組合せを検討する。理解の便宜のため、(図)のように図式化して考える。ここで「有利な条件」とは、55歳以上という年齢要件がないことを意味し、「不利な条件」とは、55歳以上という年齢要件があることを意味する。

（図）本件訴訟における証明の対象と結論の関係

①立法時の社会認識と受給資格の関係
遺族たる女性→自活困難→有利な条件
遺族たる男性→自活可能→不利な条件→合理的区別かどうか。
②本来求められる証明と結論
遺族たる男性→自活困難→有利な条件
③大阪地裁判決における証明と結論の関係
遺族たる女性→自活可能→有利な条件 (⇒ 不利な条件)
遺族たる男性→自活可能→有利な条件
④大阪高裁判決における証明と結論の関係
遺族たる女性→自活困難→有利な条件
遺族たる男性→自活可能→不利な条件→不合理ではない。

まず、両判決ともに、地公災法の立法時は、遺族たる女性は自活困難で、遺族たる男性は自活可能だったので、女性に有利な条件を定めることには合理性があったとしている(図①)。その上で、その後の社会変化により、男性に不利な条件をつけることが合理的区別かどうか争点となった。

本件訴訟では、遺族たる男性の遺族補償年金の受給資格の有無が争点となっていることを考えると、男性を有利な条件に改めるという結論を導くために本来求められるのは、男性の自活困難を証明することのはずである(図②)。しかし、両判決ともに男性の自活困難についてではなく、女性が自活可能かどうかを検討している。

そして、大阪地裁判決は、女性も男性と同等に自活可能であり、男性の不利な条件には合理性がないので、有利な条件に改めるべきとした(図③)。しかし、女性も男性と同等に自活可能なら、女性を不利な条件に改めるのが論理的には正しいはずである。そうだとすると、大阪地裁判決は、証明の対象がずれているだけでなく、証明の結果から誤った結論を導いたことになる。

他方、大阪高裁判決は、依然として女性の方が男性より自活困難であることを証明して立法時の社会認識に変化がないことを確認した上で、現行制度を是認している(図④)。

(b) 大阪地裁判決とその内在的制約

大阪地裁判決が誤った結論を導いたのは、裁判では、当事者が申し立てない事項について判決をすることはできないという処分権主義⁵⁾の制約があったためではないかと思われる。つまり、本件訴訟では、遺族たる夫が自分への年金支給を求めて本件区別の平等原則違反を主張したので、裁判所が原告の請求を認めるためには、男性の不利な条件を否定するしかなかったのであろう。

ちなみに、遺族年金を受給できる妻がその受給資格の取消を求めて訴訟を起こすことは通常考えられないので、裁判で遺族たる女性の条件を不利

に変更する判決が出ることも考えられないことになる。

(c) 大阪高裁判決とその外在的制約

他方、大阪高裁判決は、立法時の社会認識に変化はないとした上で、現行制度は不合理ではないとした。この判決は、形式的には不平等な本件区別の存続を容認することになるので、大阪地裁判決以上に厳格な説明が求められるのではないかと、換言すれば、大阪高裁判決こそ「厳格な合理性の基準」に従うべきなのではないか、という疑問が生じる。

これについて、大阪高裁判決は、「緩やかな合理性の基準」を採用した理由として、「具体的にどのような立法措置を講じるかの選択決定は、立法府の広い裁量にゆだねられて」いることを挙げている。これは、立法措置に関しては、国権の最高機関であって国の唯一の立法機関とされている国会(憲法41条)の判断を尊重すべきことを表明したものであり、憲法の定める統治構造が判決に影響を与えたことになる。

(d) 政策実現は立法府の役割

以上のように、裁判の内在的制約(大阪地裁判決)ないし立法権との関係という外在的制約(大阪高裁判決)が、それぞれの結論に影響を与えている。裁判で平等原則の実現を図ることについてこのような制度的制約が存する以上、真に合理的な政策を実現するのは、立法の役割とならざるを得ないことになる。

2 生計維持要件に関する問題

(1) かなり高い水準の生計維持要件

「社会の変化と遺族年金のあり方」で述べたように、遺族厚生年金に関しては生計維持要件の基準額が年収850万円と具体的に定められているのに対し、地公災法や労災保険法では、具体的な基準額は示されておらず、個別の事例に即して生計維持関係が認定されている。

⁵⁾ 処分権主義とは、いかなる権利関係について、いかなる形式の審判を求めるかは、当事者の判断に委ねられるとする主義をいう(伊藤真『民事訴訟法 第4版補訂版』(有斐閣, 2014年) 208頁)。取消訴訟においても処分権主義は妥当し、原告が申し立てない事項について判決をすることはできないとされている(小早川光郎『行政法講義 下II』(弘文堂, 2005年) 155頁)。

しかし、遺族厚生年金の基準額が850万円であること、労災保険では「当該遺族の生活水準が年齢、職業等の事情が類似する一般人のそれをいちじるしく上回る場合を除き、当該遺族が死亡労働者の収入によって消費生活の全部又は一部を営んでいた関係が認められる限り」生計維持関係を認定して差し支えないとしていること⁶⁾に鑑みると、地公災法においても、例えば遺族に男性の平均給与（高裁の認定事実によると約507万円）を上回る収入があっても、生計維持関係が肯定される場合があることになる。

(2) 「自活困難」類型に関する両判決の問題

しかし、両判決ともに、上述のような生計維持要件の具体的内容についてはまったく触れておらず、したがって、収入その他自活能力の有無・程

度といったXの個別的事情にも一切踏み込んでいない。その理由を付度するに、当事者が本件訴訟を性別による平等原則違反に関する憲法訴訟と位置付け、争点を男女の自活可能性に集中させたためではないかと思われる。

これを受け、両判決ともに、遺族が生計維持要件を満たせば典型的に「自活困難」であることを前提に判決の論理を組み立てているが、男性の平均給与以上の収入がある遺族も「自活困難」というのは説得力を欠き、両判決の論理自体の正当性を失わしめることになろう。

参考文献

本文および注に掲げたもの。

(えぐち・たかひろ)

⁶⁾ 昭和41年10月22日基発第1108号，平成2年7月31日基発第486号労働基準局長通知。